



県章

# 滋賀県公報

令和4年(2022年)  
12月28日  
号外(3)  
水曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) .....	1
※滋賀県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則 (人事課) .....	8
○ 訓 令	
※滋賀県特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正 (人事課) .....	9
○ 告 示	
※滋賀県工業試験研究機関試験研究等設備使用要綱の一部改正 (モノづくり振興課) .....	9
○ 教 育 委 員 会 訓 令	
※滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正 (教育総務課) .....	12

## 規 則

滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和4年12月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第67号

### 滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(昭和32年滋賀県規則第37号)の一部を次のように改正する。

第5条第8項中「第28条の4第1項または第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(次条第2項および第4項において「定年前再任用短時間勤務職員」に、「223,200円」を「その者の基準給料月額を223,200円として一般職給与条例第4条第6項の規定の例により計算した額」に改め、同条に次の2項を加える。

10 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。次項において「育児休業法」という。)第18条第1項の規定により採用された職員(次条第2項および第4項において「育児任期付短時間勤務職員」という。)および地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(次条第3項および第4項において「第1号会計年度任用職員」という。)の給料月額は、前条ならびに第1項および第2項の規定にかかわらず、一般職給与条例第4条第7項の規定の例により計算した額とする。

11 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務または育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(次条第4項において「育児短時間勤務職員等」という。)については、滋賀県職員の育児休業等に関する条例(平成4年滋賀県条例第4号)第15条の規定の例により第1項、第2項および第4項の規定を読み替えて適用する。

第5条の2から第5条の4までを削る。

第6条第2項および第4項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 6,700円にその者の勤務時間等を考慮し知事が別に定める数を乗じて得た額  
第6条第4項第3号中「再任用短時間勤務職員、」を削る。

付則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則第2項の前に見出しとして「(給料月額の特例)」を付し、同項を次のように改める。

2 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する給料表の特(i)欄、(i)欄または(ii)欄ならびに第5条第1項、第2項、第4項および第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

付則第3項中「第5条の4」を「同条第11項」に改め、「定められる額(」の右に「付則第2項の規定の適用を受ける職員にあつては、同項の規定により受ける給料月額。」を加え、「および勤務1時間当たりの給与額」を「、勤務1時間当たりの給与額および職員の懲戒の手續および効果に関する条例(昭和26年滋賀県条例第52号)第3条の規定により給与から減ずる額」に改め、同項を付則第4項とし、付則第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定は、臨時的に任用された職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および非常勤職員には適用しない。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

## 技能労務職給料表

号給	特(1)	(1)	(2)
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	136,200	136,200	209,300
2	137,100	137,100	210,600
3	138,100	138,100	211,900
4	139,000	139,000	213,200
5	140,000	140,000	219,200
6	141,000	141,000	221,000
7	142,000	142,000	222,700
8	143,000	143,000	224,500
9	143,800	143,800	226,100
10	144,800	144,800	227,800
11	145,800	145,800	229,400
12	146,900	146,900	230,900
13	147,700	147,700	232,200
14	148,700	148,700	233,800
15	149,800	149,800	235,400
16	150,800	150,800	236,900
17	151,900	151,900	237,900
18	153,300	153,300	239,400
19	154,500	154,500	240,700
20	155,700	155,700	241,900
21	156,800	156,800	243,100
22	158,000	158,000	244,100
23	159,200	159,200	245,100
24	160,400	160,400	246,100
25	161,500	161,500	247,200
26	163,000	163,000	248,100
27	164,500	164,500	249,000
28	166,000	166,000	250,000
29	167,400	167,400	250,900
30	168,800	168,800	252,200
31	170,300	170,300	253,400
32	171,800	171,800	254,700
33	173,100	173,100	262,700
34	174,800	174,800	264,400

35	176,500	176,500	266,000
36	178,200	178,200	267,600
37	179,900	179,900	269,400
38	181,300	181,300	271,200
39	183,000	183,000	272,900
40	184,500	184,500	274,600
41	185,200	185,200	276,200
42	186,900	186,900	277,900
43	188,500	188,500	279,700
44	190,200	190,200	281,200
45	191,700	191,700	282,400
46	193,400	193,400	284,100
47	195,200	195,200	285,700
48	196,900	196,900	287,400
49	198,500	198,500	289,000
50	199,900	199,900	290,700
51	201,400	201,400	292,500
52	202,900	202,900	294,300
53	204,200	204,200	295,800
54	205,500	205,500	297,500
55	206,700	206,700	299,000
56	208,000	208,000	300,600
57	209,300	209,300	302,200
58	210,600	210,600	303,900
59	211,900	211,900	305,500
60	213,200	213,200	307,200
61	219,200	219,200	308,100
62	221,000	221,000	309,600
63	222,700	222,700	311,100
64	224,500	224,500	312,700
65	226,100	226,100	314,300
66	227,800	227,800	315,900
67	229,400	229,400	317,500
68	230,900	230,900	319,000
69	232,200	232,200	320,500
70	233,800	233,800	321,700
71	235,400	235,400	322,900
72	236,900	236,900	324,100

73	237,900	237,900	324,800
74	239,400	239,400	325,700
75	240,700	240,700	326,500
76	241,900	241,900	327,300
77	243,100	243,100	328,200
78	244,100	244,100	328,600
79	245,100	245,100	329,300
80	246,100	246,100	330,100
81	247,200	247,200	330,900
82	248,100	248,100	331,600
83	249,000	249,000	332,300
84	250,000	250,000	333,000
85	250,900	250,900	333,500
86	252,200	252,200	334,100
87	253,400	253,400	334,600
88	254,700	254,700	335,200
89	256,000	262,700	335,500
90	257,400	264,400	336,000
91	258,600	266,000	336,400
92	259,800	267,600	336,900
93	260,900	269,400	348,200
94	262,100	271,200	349,600
95	263,400	272,900	351,100
96	264,500	274,600	352,600
97	265,600	276,200	354,200
98	266,600	277,900	355,000
99	267,800	279,700	356,200
100	268,900	281,200	357,200
101	269,900	282,400	358,100
102	270,900	284,100	359,200
103	272,000	285,700	360,100
104	273,100	287,400	361,200
105	274,000	289,000	362,100
106	275,000	290,700	362,800
107	275,900	292,500	363,500
108	277,000	294,300	364,200
109	278,100	295,800	364,600

110	279,100	297,500	365,200
111	280,000	299,000	365,900
112	281,000	300,600	366,600
113	281,500	302,200	366,900
114	282,400	303,900	367,600
115	283,100	305,500	368,300
116	284,000	307,200	369,000
117	285,000	308,100	369,300
118	285,800	309,600	369,900
119	286,600	311,100	370,600
120	287,400	312,700	371,200
121	288,200	314,300	371,500
122	288,700	315,900	372,100
123	289,100	317,500	372,800
124	289,600	319,000	373,400
125	289,800	320,500	373,800
126	290,100	321,700	374,300
127	290,300	322,900	374,900
128	290,700	324,100	375,400
129	290,900	324,800	375,900
130	291,100	325,700	376,500
131	291,500	326,500	377,000
132	291,800	327,300	377,300
133	292,100	328,200	377,700
134	292,400	328,600	378,200
135	292,700	329,300	378,600
136	293,100	330,100	379,000
137	293,400	330,900	379,400
138	293,800	331,600	379,900
139	294,100	332,300	380,300
140	294,500	333,000	380,700
141	294,700	333,500	381,000
142	294,900	334,100	
143	295,200	334,600	
144	295,600	335,200	
145	295,800	335,500	
146	296,100	336,000	
147	296,500	336,400	

148	296,900	336,900
149	297,100	337,300
150	297,400	337,800
151	297,800	338,300
152	298,100	338,800
153	298,300	
154	298,600	
155	299,000	
156	299,300	
157	299,500	
158	299,900	
159	300,300	
160	300,600	
161	300,800	
162	301,000	
163	301,300	
164	301,700	
165	301,900	
166	302,100	
167	302,400	
168	302,700	
169	303,100	
170	303,300	
171	303,600	
172	303,900	
173	304,200	

注 この表の特(1)欄は第2条第14号に規定する職員に、(1)欄は特(1)欄または(2)欄の適用を受けない職員に、(2)欄は同条第1号に規定する職員その他知事が適当と認める職員に適用する。

別表第3(1)の項を次のように改める。

(1)	1号給から40号給まで	6,000円
	41号給から60号給まで	6,600円
	61号給から88号給まで	8,500円
	89号給以上	9,600円

付 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条第8項の改正規定、第5条に2項を加える改正規定、第5条の2から第5条の4までを削る改正規定、第6条第2項および第4項の改正規定、付則第1項に見出しを付する改正規定、付則第2項の前に見出しを付する改正規定、同項の改正規定、付則第3項の改正規定ならびに同項を付則第4項とし、付則第2項の次に1項を加える改正規定ならびに付則第4項から付則第6項までの規定は、令和5年4月1日から施行する。
- この規則(前項ただし書に規定する規定を除く。次項において同じ。)による改正後の滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(以下「新規則」という。)別表第1および別表第3の規定は、令和4年4月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 新規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、新規則の規定による給与の内払とみなす。  
(定年退職者等の再任用に関する経過措置)
- 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)(令和3年改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下同じ。)の給料月額、改正後の第5条第8項に規定する基準給料月額とする。
- 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員の給料月額は、前項の規定にかかわらず、滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年滋賀県条例第47号)付則第16条第2項の規定の例により計算した額とする。
- 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、改正後の第5条第8項の規定の例により計算した額とする。  
(この規則の施行に関し必要な事項)
- 第3項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

-----  
滋賀県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第68号

滋賀県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県職員退職手当条例施行規則(昭和59年滋賀県規則第85号)の一部を次のように改正する。

第2条の5第2項中「15年」を「20年」に改める。

第33条を削る。

付則に次の見出しおよび5項を加える。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基準額に係る特例)

- 当分の間、条例第4条第1項第3号および条例第5条第1項(第1号を除く。)に規定する者(第2条の2第1号に掲げる者を除く。)に対する第2条の5の規定の適用については、同条第2項中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「年齢60年(滋賀県職員の定年等に関する条例(昭和59年滋賀県条例第5号)第3条ただし書に規定する医師および歯科医師にあつては年齢65年)」と、「20年」とあるのは「15年」とする。
- 当分の間、条例第4条第1項第3号ならびに条例第5条第1項第3号、第5号および第6号に掲げる者(第2条の2第1号に掲げる者を除く。)に対する第2条の5および第2条の6の規定の適用については、第2条の5第3項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは、「100分の3」とする。
- 当分の間、条例第5条第1項第2号および第4号に掲げる者が、年齢60年(滋賀県職員の定年等に関する条例(昭



和59年滋賀県条例第5号)第3条ただし書に規定する医師および歯科医師(次項において「医師等」という。)にあつては年齢65年)に達する日前に退職したときにおける第2条の5および第2条の6の規定の適用については、第2条の5第3項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは、「年齢60年(滋賀県職員の定年等に関する条例(昭和59年滋賀県条例第5号)第3条ただし書に規定する医師および歯科医師にあつては年齢65年)と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

13 当分の間、条例第5条第1項第2号および第4号に掲げる者が、年齢60年(医師等にあつては年齢65年)に達した日以後に退職したときにおける第2条の5および第2条の6の規定の適用については、第2条の5第3項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

14 当分の間、条例付則第26項に規定する規則で定める割合は、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

別表第2を削る。

別表第1中「第2条の5」を「第2条の9」に改め、同表を別表とする。

**付 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

**訓 令**

**滋賀県訓令第41号**

滋賀県特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程(令和元年滋賀県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

令和4年12月28日

滋賀県知事 三日月 大造

付則第2項ただし書中「および勤務1時間当たりの給与額」を「、勤務1時間当たりの給与額および職員の懲戒の手続および効果に関する条例(昭和26年滋賀県条例第52号)第3条の規定により給与から減ずる額」に改める。

別表(1)の項中「医療政策課」を「感染症対策課」に改め、同表(2)の項中「258,800」を「259,800」に改め、同表(3)の項中「253,600」を「254,700」に改め、同表(4)の項中「258,800」を「259,800」に改め、同表(8)の項中「416,300」を「417,900」に改める。

**付 則**

- この訓令は、令和4年12月28日から施行する。ただし、付則第2項の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。
- この訓令(前項ただし書に規定する規定を除く。次項において同じ。)による改正後の滋賀県特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程(以下「新規程」という。)別表の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 新規程の規定を適用する場合には、この訓令による改正前の滋賀県特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の規定による給与の内払とみなす。

**告 示**

**滋賀県告示第496号**

滋賀県工業試験研究機関試験研究等設備使用要綱(昭和61年滋賀県告示第173号)の一部を次のように改正する。

令和4年12月28日

滋賀県知事 三日月 大造

別表第1項第1号の表材料試験機器の部中

「 薄 膜 密 着 強 度 測 定 シ ス テ ム	990	を
---------------------------	-----	---

薄膜用スクラッチ試験機	2,270
-------------	-------

に改め、同項第3

号の表原料調整機器の部中

ロールクラッチャ	円 470 1時間増すごとに 200
ジョークラッチャ	480 1時間増すごとに 200
デシנטアー(中型)	340 1時間増すごとに 60
スタンプミル	340 1時間増すごとに 70
微粉碎機(アトライター)	670 1時間増すごとに 430
ボールミル(200kg)	500 1時間増すごとに 230
ボールミル(100kg)	400 1時間増すごとに 120

を

ジョークラッチャ	円 480 1時間増すごとに 200
スタンプミル	340 1時間増すごとに 70

に、

万能混合かくはん機	280 1時間増すごとに 40
ハイスピードミキサ	420 1時間増すごとに 160

を

万能混合かくはん機	280 1時間増すごとに 40
-----------	-----------------------

に改め、同表成形

用機器の部中

硬質物切断機	270 1時間増すごとに 70
プレートコンパクター	300 1時間増すごとに 50
50トン油圧プレス	580 1時間増すごとに 340
製丸機	480 1時間増すごとに 230

を

硬質物切断機	270 1時間増すごとに 70
--------	-----------------------

に改め、同表試験

・測定機器の部中

オートクレープ	520
スパイラル粘度計	240

を

オートクレーブ	520	に、
---------	-----	----

S E M 用 元 素 分 析 装 置	1,390	を
気 孔 径 分 布 測 定 装 置	3,220	

S E M 用 元 素 分 析 装 置	1,390	に、
---------------------	-------	----

シャルピー衝撃試験機(窯業用)	590	を
貫通孔測定装置	1,420	

シャルピー衝撃試験機(窯業用)	590	に改め、同表窯業
-----------------	-----	----------

用焼成炉の部中

2.0 立方メートル	素 焼	3,460	を
	本 焼	5,670	
4.0 立方メートル	素 焼	7,920	
	本 焼	10,200	
6.0 立方メートル	素 焼	6,210	
	本 焼	10,900	

4.0 立方メートル	素 焼	7,920	に改め、同項第4号の表中
	本 焼	10,200	

2.0 立方メートル	素 焼	10,200	を
	本 焼	18,600	
4.0 立方メートル	素 焼	13,400	
	本 焼	24,800	
6.0 立方メートル	素 焼	15,300	
	本 焼	36,300	

4.0 立方メートル	素 焼	13,400	に改め、別表第2項
	本 焼	24,800	

第1号の表機械試料調整機器の部中

湿 式 切 断 機	690	を
湿 式 ベ ル ト 粗 研 磨 機	570	

湿式切断機	690	に改め、同表環境
-------	-----	----------

機器の部中「940」を「1,020」に、「570」を「800」に改め、同表物理量測定機器の部中

振動計	290	を
振動騒音解析装置	430	

振動計	290	に改め、同表分析
-----	-----	----------

機器の部中

炭素・硫黄微量定量分析装置	2,310	を
I C P 発光分析装置	4,080	

炭素・硫黄微量定量分析装置	2,310	に、
---------------	-------	----

電磁波シールド測定装置	960	を
-------------	-----	---

電磁波シールド測定装置	960	に改め、同表化学
電気化学測定システム	900	

試料調整機器の部中

超臨界反応装置(二酸化炭素)	1,070	を
微量成分分析前処理装置	540	

超臨界反応装置(二酸化炭素)	1,070	に改め、同表工作
----------------	-------	----------

機器の部中

横型マシニングセンタ	3,500	を
平面研削盤	2,250	

横型マシニングセンタ	3,500	に改め、同表コン
------------	-------	----------

ピュータシステム機器の部に次のように加える。

撮影システム	1,920
--------	-------

付 則

この告示は、令和4年12月28日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

滋賀県教育委員会訓令第6号

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程(令和元年滋賀県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

令和4年12月28日

滋賀県教育委員会教育長 福永忠克

別表第1(1)の項中「3,000」を「3,010」に改め、同表(2)の項中「1,950」を「1,960」に改め、同表(3)の項中「3,000」

を「3,010」に改め、同表(5)の項中「2,000」を「2,010」に改め、同表(6)の項中「3,500」を「3,520」に改め、同表(7)の項および(8)の項中「5,000」を「5,020」に改め、同表(9)の項中「3,000」を「3,010」に改め、同表(10)の項中「2,750」を「2,760」に改める。

別表第2(1)の項および(2)の項中「2,750」を「2,760」に改め、同表(3)の項中「3,570」を「3,580」に改め、同表(4)の項中「4,660」を「4,670」に改め、同表(5)の項中「6,580」を「6,600」に改め、同表(6)の項中「4,080」を「4,090」に改め、同表(7)の項中「4,150」を「4,160」に改め、同表(8)の項中「4,070」を「4,080」に改める。

#### 付 則

この訓令は、令和5年1月1日から施行する。

